

副本

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

証拠説明書(1)

令和7年8月12日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

富 岡

小 西 俊

山 城 道

原 田 直

立 花 茂

高 橋 花

略語は準備書面の例による。

号 証	標 目 (作成者)	写し	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙1	議会制度百年史 議会制度編 (衆議院、参議院 編)	写し	H2. 11	未成年者の選挙運動に係る規制内容等の推移(選挙の自由と公正の観点から、直近の選挙の結果等を踏まえて、規制の厳格化と緩和が繰り返されてきた事実など)
乙2	選挙法百年史 (自治省選挙部編)	写し	H2. 9. 25	衆議院議員選挙法や公選法等に係る各改正の内容
乙3	第50回帝国議会 貴族院衆議院議員 選挙法改正法律案 特別委員会議事速 記録第6号 (貴族院)	写し	T14. 3. 17	大正14年改正衆議院議員選挙法で設けられた第三者(未成年者を含む)の選挙運動の制限の規定は、未成年者の保護という目的も有するものであったこと
乙4	新聞集成昭和史の 証言 第2巻 (入江徳郎ほか編)	写し	S58. 10. 20	昭和3年に、2500名の小学児童を選挙運動の手先に使ったとして、当該小学校の教員全員が取調べを受けた事件が報じられたこと
乙5	第89回帝国議会 衆議院議事速記録 第5号	写し	S20. 12. 2	昭和20年改正衆議院議員選挙法は、選挙の自由を重視して、選挙運動に係る制限を緩和

	(衆議院)			したこと
乙6	第92回帝国議会 貴族院議事速記録 第14号 (貴族院)	写し	S22. 3. 12	昭和21年4月10日執行の衆議院議員総選挙で、国民学校等の児童等に対する地位を利用して、選挙運動を行い、選挙運動の機会均等の原則を破るなどの弊害が顕著に見られたことが、昭和22年改正衆議院議員選挙法の成立につながったこと
乙7	第92回帝国議会 貴族院参議院議員 選挙法の一部を改 正する法律案特別 委員会議事速記録 第2号 (貴族院)	写し	S22. 3. 12	未成年者である学校の児童、生徒及び学生に対する特殊の関係のある地位を利用してする選挙運動の禁止に係る規定の趣旨として、選挙運動の機会均等、公平という点が挙げられていたことなど
乙8	第92回帝国議会 衆議院議事速記録 第28号 (衆議院)	写し	S22. 3. 28	昭和21年4月10日執行の衆議院議員総選挙において、何万人の児童が公然と選挙運動に利用されたという事例があり、未成年者を選挙運動に使用することを自制した者が、相対的に不利益を受ける結果となったこと
乙9	第90回帝国議会	写し	S21. 9. 16	昭和21年4月10日執行の

	貴族院東京都制の一部を改正する法律案特別委員会議事速記録第6号 (貴族院)			衆議院議員総選挙において、選挙運動に学童を使い過ぎたという事例が沢山あったため、昭和22年改正衆議院議員選挙法の成立につながったこと
乙10	第7回国会参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第4号 (参議院)	写し	S25. 2. 11	昭和22年改正衆議院議員選挙法において、未成年者である学校の児童、生徒及び学生に対する特殊の関係のある地位を利用してする選挙運動の禁止に係る規定を設けた趣旨には、必ず未成年者を選挙運動から保護するという点もあったことなど
乙11	第7回国会参議院会議録第40号 (参議院)	写し	S25. 4. 8	昭和22年改正衆議院議員選挙法は、未成年者を不当なる選挙運動から保護することも目的としていたことなど
乙12	昭和50年史(下) (四国新聞社)	写し	S51. 3. 20	昭和22年に高松市内で行われた地方選挙では、小学生が選挙運動に駆り出されるなど、批判の対象であることを知りつつも、学童を使用した選挙運動が行われていたこと
乙13	第2回国会衆議院政党法及び選挙法	写し	S23. 6. 28	選挙運動等の臨時特例に関する法律は、選挙公営を強化し、

	に関する特別委員 会議録第7号 (衆議院)			選挙の公正適正を期し、もって 選挙の腐敗を防止することを目 的としたものであったこと
乙14	解説選挙運動と選 挙犯罪 (高松敬治)	写し	S26. 3. 1	昭和23年に制定された選挙 運動等の臨時特例に関する法律 が、私的な選挙運動を幅広く制 限していたため、同法の下で行 われた選挙については、「葬式選 挙」とまで批評されるような状 態であったこと 選挙運動の規制は、選挙の自 由と選挙の公正という方向性の 異なる目標の間で適切な調整を 図るべく、幾多の変遷を続けて きたこと
乙15	第7回国会衆議院 会議録第8号 (衆議院)	写し	S24. 12. 23	昭和25年の公選法の制定 は、選挙運動の制度の改正に主 眼を置くものであったこと
乙16	第6回国会衆議院 選挙法改正に関す る特別委員会議録 第5号 (衆議院)	写し	S24. 11. 26	公選法の制定に当たり、未成 年者である学校の児童、生徒及 び学生に対する特殊の関係のあ る地位を利用してする選挙運動 の禁止に係る規定について、そ の対象者を教職員に限定するこ となどを内容とする改正がされ

				た理由
乙17	日本選挙制度史 (杉正夫)	写し	S61. 4. 10	上述した選挙運動の禁止に係る対象者を教職員に限定することなどを内容とする改正案について、参議院では、特殊の関係のある地位を教育上の地位に特定するという点は賛成したものの、禁止される主体を教育者に特定するという点や客体である児童、生徒及び学生について未成年者に限定しないという点については、昭和22年改正衆議院議員選挙法等の規律を採用すべきとの意見が採用されたこと
乙18	第6回国会衆議院 選挙法改正に関する特別委員会議録 第7号 (衆議院)	写し	S24. 11. 29	上述した選挙運動の禁止に係る対象者を教職員に限定することなどを内容とする改正案について、一般的に子供を選挙運動に利用するということはいけなないのであり、未成年者の選挙運動の利用ということは禁止すべきだと思ふ旨の意見が述べられたこと
乙19	第7回国会参議院 選挙法改正に関する	写し	S25. 4. 1	未成年者の選挙運動の利用を禁止すべきであるとする参議院

	る特別委員会会議 録第13号 (参議院)			の意見について、衆議院との協 議が行われなかったこと
乙20	選挙年鑑(昭和2 8年1月) (自治庁選挙部編)	写し	S28.1	昭和26年地方選挙の実情に ついて
乙21	昭和26年4月2 4日毎日新聞朝刊 (毎日新聞社)	写し	S26.4.24	昭和26年地方選挙における 選挙運動では、学生を大量動員 して連呼行為等をさせるという 戦略が取られ、かかる戦略が政 党単位で実施されていたこと
乙22	税と財8(6) (日本税務協会)	写し	S26.6	昭和26年地方選挙における 選挙運動の様子
乙23	第13回国会参議 院地方行政委員会 会議録第60号 (参議院)	写し	S27.7.14	昭和27年改正公選法の審議 状況等
乙24	第10回国会衆議 院公職選挙法改正 に関する調査特別 委員会議録第3号 (衆議院)	写し	S26.5.23	同上
乙25	第10回国会衆議 院公職選挙法改正 に関する調査特別	写し	S26.5.25	昭和26年地方選挙では、人 海戦術として「多数の労務者的 選挙運動者を使いまして、まっ

	委員会議録第4号 (衆議院)			たく無定見に候補者の氏名等を ただ連呼して歩く」という戦術 がとられたことなど
乙26	第11回国会衆議 院公職選挙法改正 に関する調査特別 委員会議録第2号 (衆議院)	写し	S26. 10. 8	日本各地で行われた昭和26 年地方選挙に係る実地調査で は、未成年者の選挙運動を制限 した方がよいという意見が「ほ とんど大部分」であったこと
乙27	参議院公職選挙法 改正に関する特別 委員会(第10回 国会継続)会議録 第1号 (参議院)	写し	S26. 7. 10	同上
乙28	第13回国会衆議 院公職選挙法改正 に関する調査特別 委員会議録第4号 (衆議院)	写し	S27. 6. 4	昭和27年改正公選法に係る 改正案要綱でも、未成年者の自 発的な選挙運動も禁止するとい うことが前提とされていたこと 他方で、未成年者には体刑を 科することができないことか ら、未成年者を対象とした本件 罰則規定を設けることについて 議論が行われたこと

乙29	立候補から当選まで(時の法令解説別冊) (衆議院法制局監修)	写し	S27. 8. 25	昭和27年改正公選法では、昭和26年地方選挙で指摘された弊害(人海戦術による連呼行為等)に関する規制が設けられたこと 昭和27年改正公選法の立案を担当した三浦参事は、社会性が未熟であるが故に選挙権も与えられていないことが、未成年者の選挙運動を禁止することの許容性につながるとの認識を示していること
乙30	犯罪統計書(第一部)昭和27年 (国家地方警察本部刑事部調査統計課編集)	写し	S28. 8. 31	昭和27年改正公選法で禁止された後も未成年者の選挙運動に関する違反が多くみられたこと
乙31	第15回国会参議院地方行政委員会会議録第3号 (参議院)	写し	S27. 11. 11	同上
乙32	第38回国会衆議院地方行政委員会議録第7号 (衆議院)	写し	S36. 2. 24	未成年者の選挙運動を禁止した理由として、子供を政治の渦巻の中に巻き込まない方がよろしい、また巻き込むべきではな

				いという考えがあったことなど
乙33	第173回国会衆 議院外務委員会議 録第2号 (衆議院)	写し	H21. 11. 18	未成年者の選挙運動を禁止し た理由について、立法政策とし て禁止されているとの認識が示 されたこと
乙34 の1	逐条解説公職選挙 法改訂版(中) (黒瀬敏文ほか編 著)	写し	R3. 7. 30	平成25年改正によるイン ターネットによる選挙運動の解 禁及び規律の趣旨など
乙34 の2	逐条解説公職選挙 法改訂版(下) (黒瀬敏文ほか編 著)	写し	R3. 7. 30	公選法第14章の3で規制の 対象としている政治活動の内容 及び本件制裁規定の趣旨など
乙35	法律学全集5 国 会法 選挙法 (林田和博ほか)	写し	S45. 6. 30	選挙犯罪は、選挙の自由公正 に対する直接又は間接の侵害を 処罰の対象とするものであり、 その性質上、刑事犯と行政犯と に分けられること
乙36	風俗・軽犯罪編 (第二版)(注解 特別刑法第7巻) (平野龍一編集代 表)	写し	S63. 1. 30	売春防止法は、売春を行う女 子は犠牲者として保護救済の対 象とされるべきであるとの思想 に基づいていること

乙37	実務中心売春防止 法逐条解説 (勝尾隼三)	写し	S31.7.10	保護救済の対象とされた女子 であっても、自ら相手方を勧誘 するなどの売春を助長する行為 については、それが社会の風紀 を害し、一般市民に迷惑を及ぼ す点に着目して刑事罰を科すこ ととされていること
-----	-----------------------------	----	----------	--